

パブリック・コメント手続(意見募集)

老人福祉センター条例の廃止について

意見募集期間

令和6年(2024 年)

8月13日(火)～9月3日(火)

お問い合わせ先：民生局福祉こども部福祉施設課

電話 046-822-8269(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

横須賀市FM戦略プランに基づく公共施設の再編にあたり、横須賀市立本町老人福祉センター、鴨居老人福祉センター及び秋谷老人福祉センターの再編を推進するため、老人福祉センター条例を廃止しようとするものです。

このたびのパブリック・コメント手続は、この条例廃止について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆老人福祉センター条例の廃止について	3
◆意見の提出方法	4

○ 老人福祉センター条例の廃止について

1 廃止する条例

老人福祉センター条例

2 意見募集の趣旨

横須賀市FM戦略プランに基づき、老人福祉センターについては、対象者を高齢者に限定せず、多様な世代の地域住民が、集い・交流できる場づくりに向け、施設再編の取り組みを推進します。

このことから、横須賀市立本町老人福祉センター、鴨居老人福祉センター及び秋谷老人福祉センターの再編を推進するため、老人福祉センター条例を廃止しようとするものです。

3 廃止後の対応

使用許可対象者が60歳以上となっている老人福祉センターについて、多世代型の地域拠点への転換を推進します。

高齢者を含む地域住民等の居場所機能については、今後も確保していきます。

4 施行日

令和7月4月1日(予定)

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和6年(2024年)8月13日(火) から
令和6年(2024年)9月3日(火) まで
- 2 宛 先 民生局福祉こども部福祉施設課総務担当
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・民生局福祉こども部福祉施設課(横須賀市役所分館2階)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 民生局福祉こども部福祉施設課
 - ウ ファクシミリ
046-822-2411
 - エ 電子メール
wf-gwc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。